

人事制度検討会要項

〔平成19年4月23日役員会決定〕

第1 京都大学における教職員に係る人事制度について検討するため、人事担当の理事の下に人事制度検討会（以下「検討会」という。）を置く。

第2 検討会は、総長の諮問に応じて次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 人事の基本方針に関する事。
- 二 人事評価に関する事。
- 三 研修及び能力開発に関する事。
- 四 兼業の許可基準等に関する事。
- 五 倫理規程に関する事。
- 六 その他人事制度に関する事。

第3 検討会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 人事担当の理事
- 二 教員制度担当の理事
- 三 財務担当の理事
- 四 部局長 若干名
- 五 総務部長
- 六 その他総長が必要と認める者 若干名

2 前項第四号及び第六号の委員は、総長が委嘱する。

3 第1項第四号及び第六号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4 検討会に主査を置き、人事担当の理事をもって充てる。

第5 主査は、審議の結果を適宜とりまとめて総長に報告するものとする。

第6 主査は、必要に応じて、委員以外の役員又は教職員に出席を求めることができる。

第7 検討会に、教員部会、職員部会及び兼業審査部会を置く。

第8 検討会には、必要に応じて、作業部会を置くことができる。

第9 検討会に関する事務は、総務部職員課及び人事企画課において処理する。

附 則

1 この要項は、平成19年4月23日から実施する。

2 教員制度検討会要項（平成16年5月31日役員会決定）及び職員の人事制度改革検討会要項（平成16年6月7日役員会決定）は廃止する。

附 則

1 この要項は、平成20年12月1日から実施する。

2 この要項の実施後最初に委嘱する第3第1項第四号及び第六号の委員の任期は、第3第3項本文の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この要項は、平成21年11月1日から実施する。